

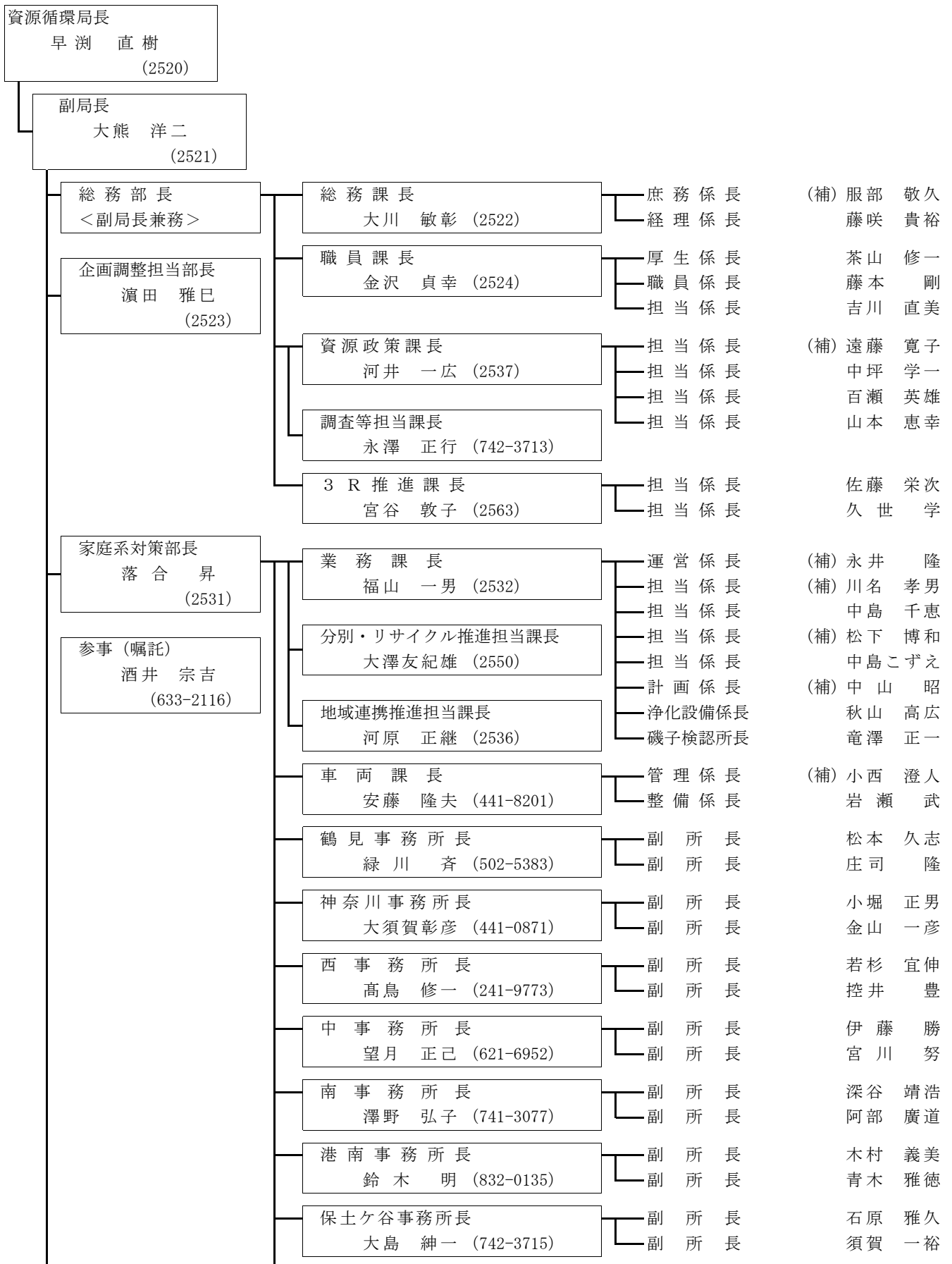
機構図及び事務分掌

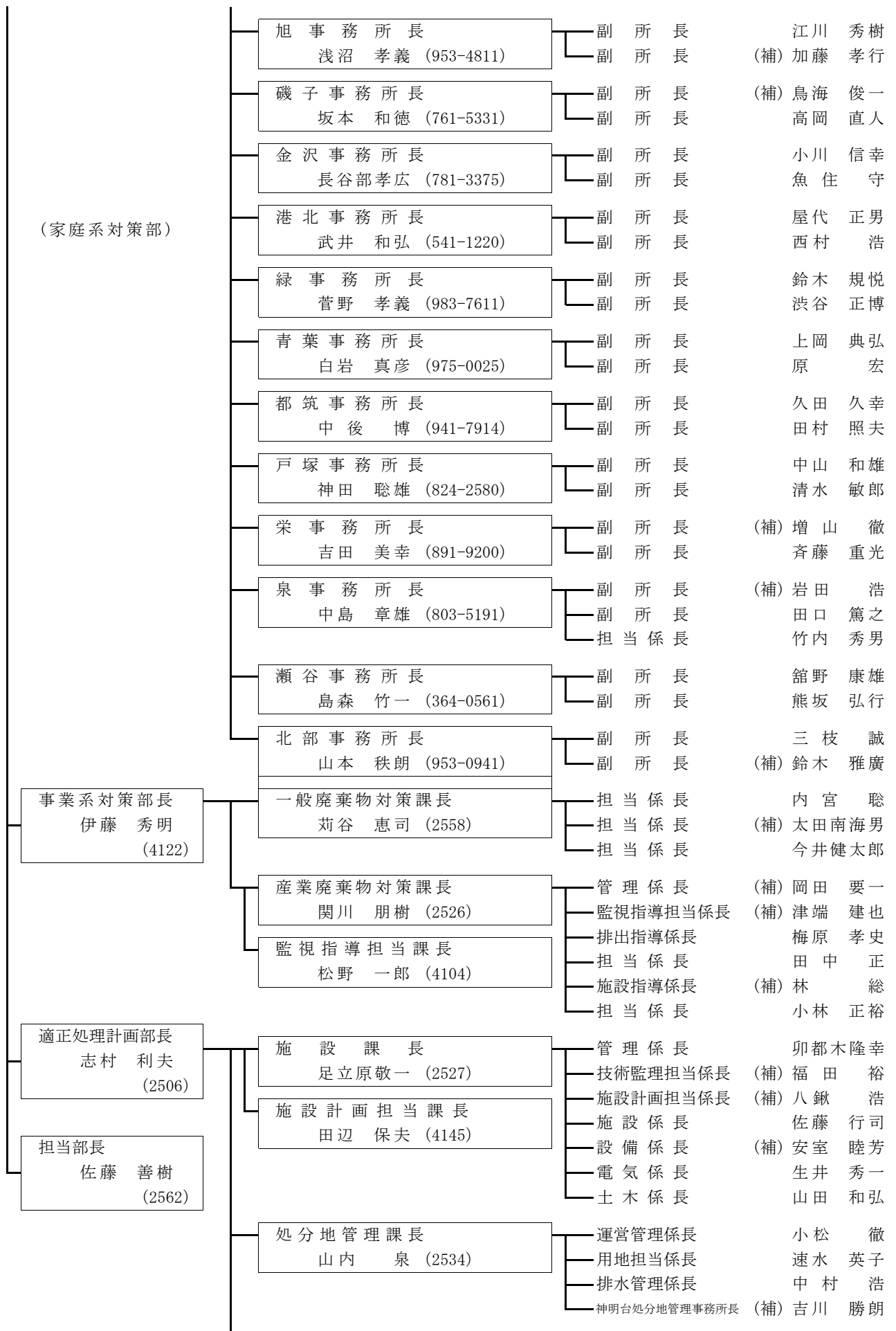
平成22年6月10日

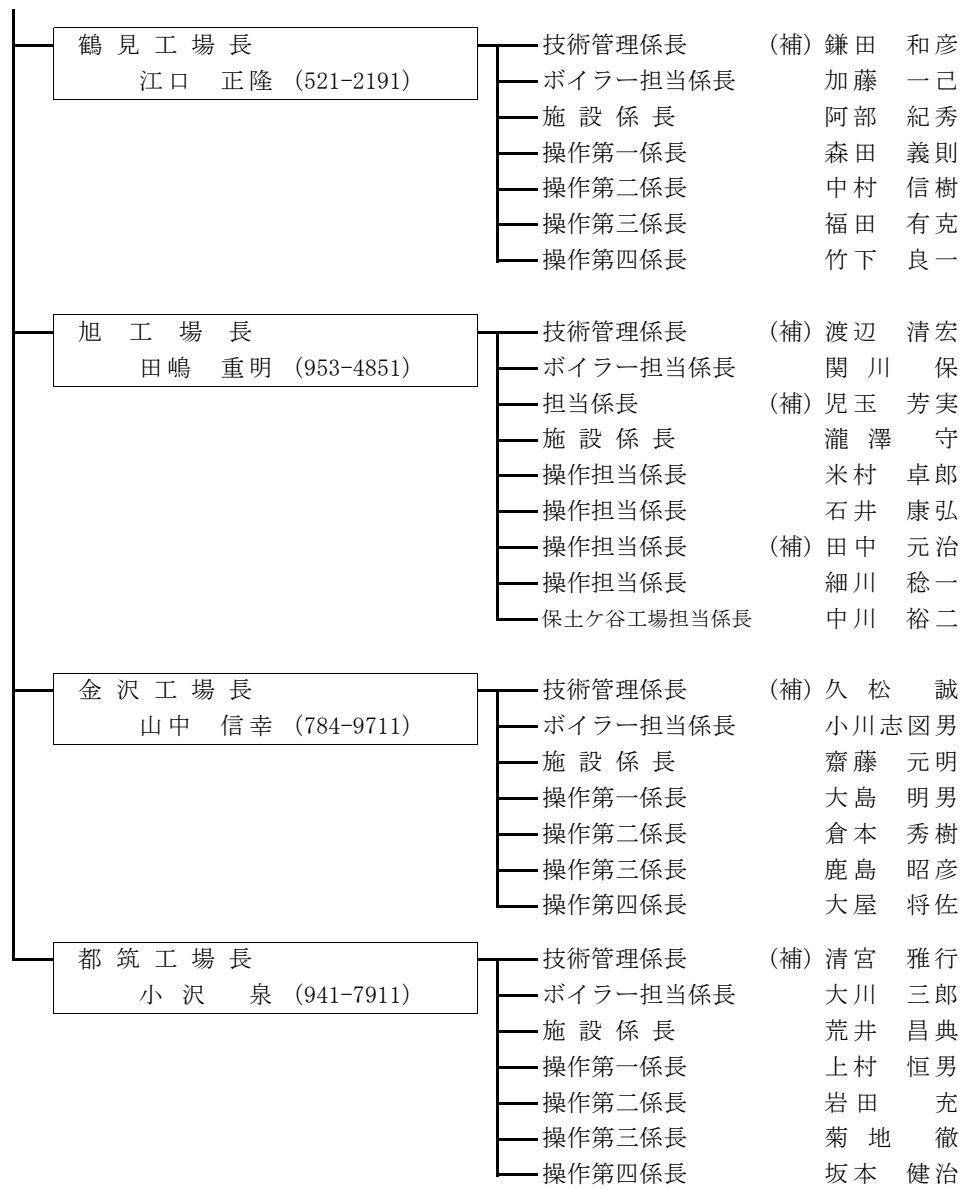
資源循環局

資源循環局機構図

(補)は課長補佐







(財) 横浜市資源循環公社			
部長	榛澤 俊成	課長	長 英司
		係長	内藤 満 有田 利行

環境省			
		係長	近藤 淳史

(社) 全国都市清掃会議			
		課長	木村 安次

資源循環局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施

策の推進に係る企画調整等に関すること。

7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。

3 R推進課

1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。

2 他区局との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。

3 廃棄物等の資源化のための施策の立案及び総合調整に関すること。

家庭系対策部

業務課

運営係

1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

2 輸送中継施設の運営管理に関すること。

3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。

4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。

5 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。

6 地域における発生抑制、再使用及び再生利用に向けた事業の推進に関すること。

7 環境事業推進委員に関すること。

8 リサイクル施設等の運営管理に関すること。

9 街の美化の推進に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。

10 不法投棄廃棄物に関すること。

11 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。

12 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。

2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。

3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

浄化設備係

1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。

2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。

3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。

4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。

5 浄化槽関係団体の指導に関すること。

6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。

7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関すること。

8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。

9 北部事務所及び礫子検認所に関すること。

10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

礫子検認所

- 1 検認所の管理に関する事。
- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関する事。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関する事。
- 4 所属職員の労務管理に関する事。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関する事。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関する事。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関する事。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関する事。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関する事。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関する事。
- 6 車両の記録及び統計に関する事。
- 7 機材の保管に関する事。
- 8 他の係の主管に属しない事。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関する事。
- 2 機材の運用に関する事。
- 3 整備士の派遣に関する事。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関する事。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関する事。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関する事。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関する事（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関する事。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関する事。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関する事。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関する事。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関する事（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関する事。
- 12 環境事業推進委員に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関

すること。

- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系対策部

一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

産業廃棄物対策課

管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理処分に係る局所管施設及び併設施設の施設配置の計画及び調整等に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 6 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 7 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 8 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

処分地管理課

運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のものへの搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所へ所属する車両、機材及び施設の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

工 場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出処分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。

- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（鶴見工場及び金沢工場に限る。）。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること（旭工場に限る。）。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること（旭工場に限る。）。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること（旭工場に限る。）。

操作第一係（旭工場を除く。）

操作第二係（旭工場を除く。）

操作第三係（旭工場を除く。）

操作第四係（旭工場を除く。）

- 1 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 2 機械及び電気設備の運転操作に関すること。

事業概要

平成22年6月10日

資源循環局

平成22年度資源循環局事業について

現行G30プランでは、ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の「発生抑制」、徹底した分別、再生利用を推進することで、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指してきました。

今後も、先駆的な取組にチャレンジする環境モデル都市として、環境配慮の視点で市民・事業者の皆さんとともに取組を進めていきます。

22年度は、G30の最終年度であり、次期プランの策定年度でもあることから、これまで進めてきた分別・リサイクルの徹底による成果を持続するとともに、安全・安心なごみの適正処理を推進していきます。

1 3Rの推進

- (1) G30の推進・普及啓発
- (2) 家庭系対策
- (3) 事業系対策

2 市民サービスアップと運営の効率化

- (1) 市民サービスアップ
- (2) 運営の効率化

3 適正処理の推進

- (1) 収集運搬業務
- (2) リサイクル施設等の運営管理等
- (3) 焼却工場の運営管理等
- (4) 最終処分場の運営管理等
- (5) 産業廃棄物対策の推進

平成22年度 資源循環局 予算総括表

(単位:千円)

款 項 目	本年度	前年度	増△減	増減率
7款 資源循環費	44,999,626	46,361,405	△1,361,779	△2.9%
1項 資源循環管理費	28,047,816	30,791,823	△2,744,007	△8.9%
1目 資源循環総務費	19,781,682	22,110,576	△2,328,894	△10.5%
2目 減量・リサイクル推進費	4,785,014	5,136,040	△351,026	△6.8%
3目 事務所費	1,313,160	1,377,636	△64,476	△4.7%
4目 事務所等整備費	214,238	395,392	△181,154	△45.8%
5目 車両管理費	1,953,722	1,772,179	181,543	10.2%
2項 適正処理費	16,620,848	15,215,563	1,405,285	9.2%
1目 適正処理総務費	3,955,383	3,570,555	384,828	10.8%
2目 工場費	3,709,244	3,497,900	211,344	6.0%
3目 処分地費	6,077,626	6,791,284	△713,658	△10.5%
4目 産業廃棄物対策費	2,878,595	1,355,824	1,522,771	112.3%
3項 し尿処理費	330,962	354,019	△23,057	△6.5%
1目 し尿処理総務費	277,315	190,431	86,884	45.6%
2目 し尿処理施設費	53,647	163,588	△109,941	△67.2%
合 計	44,999,626	46,361,405	△1,361,779	△2.9%
財 源 内 訳				
特定財源	12,592,038	12,739,952	△147,914	△1.2%
14款 分担金及び負担金	9,643	9,643	0	0.0%
15款 使用料及び手数料	6,296,235	6,390,044	△93,809	△1.5%
16款 国庫支出金	14,730	27,856	△13,126	△47.1%
17款 県支出金	39,540	17,021	22,519	132.3%
18款 財産収入	228,502	266,809	△38,307	△14.4%
19款 寄附金	5,530	2,640	2,890	109.5%
20款 繰入金	13,000	0	13,000	—
22款 諸収入	5,150,858	5,176,939	△26,081	△0.5%
23款 市債	834,000	849,000	△15,000	△1.8%
一般財源	32,407,588	33,621,453	△1,213,865	△3.6%

主要事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業概要	22年度予算	21年度予算	差引
-----	------	--------	--------	----

3Rの推進

発生抑制推進事業	市民・事業者と連携した、ごみ発生抑制・再使用の促進	7,032	6,332	700
G30の普及啓発	啓発イベントの開催、出前講座の開催 G30副読本の発行、G30ポスターコンクールの開催	61,917	75,800	▲ 13,883
⑧ 減量・リサイクル施策推進事業	新たな一般廃棄物処理基本計画を策定	7,343	3,187	4,156
分別収集の推進事業	10分別15品目の分別収集とリサイクルの実施	1,719,362	1,788,281	▲ 68,919
集合住宅対策事業	集合住宅における分別のより一層の徹底・定着を図る	200	1,000	▲ 800
生ごみ資源化の推進 (生ごみの回収・資源化調査事業)	生ごみの分別回収、資源化手法の調査・検討	11,000	20,000	▲ 9,000
ガラス残さのリサイクル	選別の際に生じるガラス残さの資源化委託	98,754	98,754	0
事業系ごみ適正搬入推進事業	焼却工場における搬入物検査や一般廃棄物処理業者に対する指導の実施	41,259	41,790	▲ 531

市民サービスアップと運営の効率化

ぬくもりのある行政サービス	ふれあい収集、狭あい道路収集等の充実・拡大	-	-	-
クリーンタウン横浜事業	清潔で安全な街づくりの推進、屋外の公共の場所での喫煙対策の推進	242,169	273,266	▲ 31,097
放置自動車対策事業	放置自動車の早期撤去(一時移動の実施)	4,299	5,361	▲ 1,062
⑧ 家庭ごみ収集業務	プラスチック製容器包装の委託を8区で実施し全区へ委託拡大。引き続き、中区・栄区で全品目を委託	1,734,406	1,193,081	541,325
⑧ 中継輸送業務	家庭ごみの中継輸送業務の委託	751,520	633,186	118,334
粗大ごみ収集業務	粗大ごみの収集運搬業務の委託	925,242	994,851	▲ 69,609

適正処理の推進

⑧ 収集車等低公害化推進事業	環境負荷の低減のための低公害収集車の導入	1,249,256	975,955	273,301
災害対策用トイレ整備事業	広域避難場所へのトイレパック等の配備	6,133	22,908	▲ 16,775
焼却灰有効利用事業	焼却灰の資源化手法の検討	12,000	53,945	▲ 41,945
資源選別施設運営費	缶・びん・ペットボトルを中間処理するための資源選別施設の管理運営	1,878,350	1,896,501	▲ 18,151
保土ヶ谷工場の一時休止に伴う取組	ごみ量減少に伴い、平成22年度に保土ヶ谷工場を一時休止し、中継輸送施設として運用	106,034	278,358	▲ 172,324
⑧ 南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備事業	南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備に伴う既設外周護岸等の負担金等	5,251,698	5,251,908	▲ 210
⑧ 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等事業	戸塚区品濃町最終処分場の改善工事等の実施	1,392,929	849,610	543,319
⑨ 微量PCB汚染廃電気機器把握支援事業	微量にPCBを含む電気機器の濃度測定等の費用を支援	13,000	0	13,000
⑨ (財)かながわ廃棄物処理事業団清算事業	(財)かながわ廃棄物処理事業団の破産処理に伴う金融機関への損失補償の実行	1,163,744	0	1,163,744

1	3Rの推進	本年度	前年度	差引
(1)	G30の推進・普及啓発	千円 179,430	千円 187,577	千円 △8,147

1 発生抑制等の推進

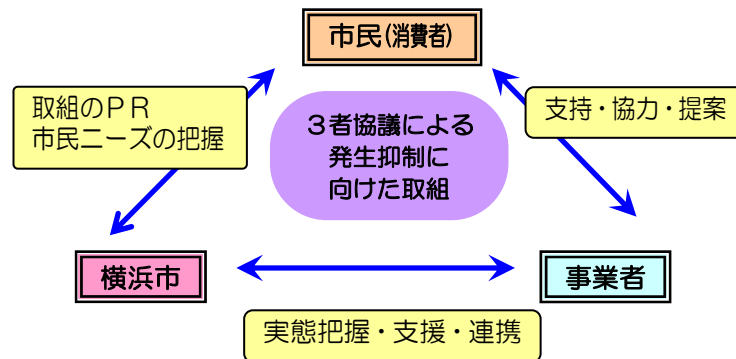
7,032千円

市民、事業者、行政3者が共通の目標を持ち、連携して、さまざまなリデュースの取組を検討し、その取組を推進します。

また、市とスーパーマーケット・百貨店・コンビニエンスストア等（31社、1組合、259店舗）が「G30エコパートナー協定」を締結し、連携して、容器包装等の削減に取り組めます。

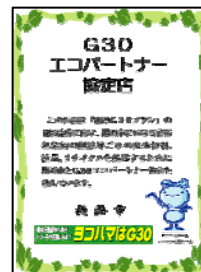
(1) 発生抑制に向けた新たな取組

- ・ 「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会」、
「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会」の開催
- ・ 「チャレンジ・ザ・リデュース共同アピール（仮称）」の発表
- ・ シンポジウムの開催
- ・ 市民（消費者）、事業者、行政3者による「プラットフォーム」の設置と開催
- ・ 取組の推進支援



(2) G30エコパートナー協定事業

- ・ 事業者の取組を支援
- ・ 市民へのPR
- ・ 店頭啓発活動
- ・ 連絡会議の開催



2 普及啓発・環境学習の推進

61,917千円

「G30ひろば（啓発拠点）」や「リサイクルひろば港南」の運営など、収集事務所・工場の取組等を通して、より一層地域と連携したG30の普及啓発・環境学習を推進します。また、小学生を中心としていた環境学習を、幼児から高齢者まで各世代に合わせた環境学習へと充実させます。一般の方を対象とした「G30コーディネーター・フォローアップ講座」をヨコハマ・エコ・スクール(YES)として登録し広く取組みをアピールするほか、中学生以上を対象とした幅広い世代に活用できるG30環境学習ホームページを運営します。

- ・ G30ひろば（啓発拠点）の運営
- ・ 収集事務所、工場独自の啓発活動（「リサイクルひろば港南」の運営など）
- ・ G30コーディネーターのフォローアップ
- ・ 小中学生ポスターコンクールの実施
- ・ G30学習副読本の発行
- ・ 焼却工場見学を希望する市内小学校全校受け入れ
- ・ 幅広い世代で活用できるG30学習ホームページの運営
- ・ 出前講座の開催、ひとりからの工場見学の受付
- ・ 啓発イベント等の開催、参加

3 リサイクルプラザ等の運営・管理

103,138千円

市内3か所のリサイクルプラザでは、リサイクル教室の開催や再利用可能な粗大ごみ（家具類）の展示販売などにより、リサイクル・環境情報の提供や普及啓発を図ります。

また、神奈川リサイクルコミュニティセンターでは、地域のリサイクル活動拠点として、リサイクルに関する情報や活動の場を提供します。



4 新たな一般廃棄物処理基本計画の策定

7,343千円

平成22年度で終了する一般廃棄物処理基本計画「横浜G30プラン」に替わる、新たな計画を策定します。

1	3Rの推進	本年度	前年度	差 引
(2)	家庭系対策	千円 2,561,363	千円 2,786,632	千円 △225,269

1 分別収集の推進

1,626,200千円

(1) 分別の徹底と定着に向けた取組

分別のさらなる徹底と定着に向け、引き続き、分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導、分別ルールを守らない者に対する罰則制度を実施します。

(2) 集合住宅対策

分別ルールが守られていない集合住宅について、家主・管理会社等に対し、改善の取組を要請することで、分別の更なる徹底・定着を図ります。

(3) 収集した資源物のリサイクル

分別収集された資源物の売却・資源化委託を実施します。

また、リサイクル施設へ赴き、処理工程の確認や書類の提出などにより、市民が分別した資源物が確実にリサイクルされていることを確認します。

2 収集回数の変更

燃やすごみについては、市民のご協力によりごみ量が大きく減少したことから、平成20年2月に週2回収集に変更し、暫定的に7月、8月は週3回としていましたが、ごみ量に応じた効率的な収集を行うため、また、ほとんどの他都市が週2回であることなどを踏まえ、本年度から年間を通して週2回収集とします。

3 資源集団回収の促進

674,034千円

市民と事業者の自主的な減量・リサイクル活動である資源集団回収を促進するため、実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付します。

また、行政回収からの移行を進めるため、未実施地域や行政回収への排出が多い地域へ実施の働きかけを行います。



4 資源物の拠点回収の実施

19,545千円

多様な資源の回収ルートを確保し、分別排出の利便性を向上させるため、一部の区役所・地区センターなどに設置している資源回収ボックス及び収集事務所等での回収拠点（センターリサイクル）、資源回収センターにおいて資源物の回収を行います。

5 生ごみの回収・資源化の実証実験

11,000千円

さらなる減量・リサイクルと環境負荷の低減を目指し、家庭から出る生ごみのバイオマスエネルギー（ガス化）としての活用について検討し、具体的な回収・資源化システムの構築に向けた実証実験を引き続き実施します。

6 家庭での生ごみの資源化の推進

13,083千円

家庭での生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を実施します。

- ・家庭用電気式生ごみ処理機購入助成
助成数 1,000 基
助成額 10,000 円／基を限度とし、購入額の 1／2（1世帯1基まで）
- ・家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成
助成数 800 基
助成額 上限 3,000 円／基（1世帯2基まで）



1	3Rの推進	本年度	前年度	差引
(3)	事業系対策	千円 118,619	千円 129,591	千円 △10,972

1 事業者による減量化と分別徹底の推進

9,546千円

- ・ 事業系ごみの減量化と分別の徹底を推進するため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行うとともに、事業所への立入調査を実施します。
- ・ 一般廃棄物処理計画で定めた廃棄物の分別区分、排出方法等を指導しても守らない事業者に対しては、勧告・公表・命令の手続を経て、罰則制度を実施します。
- ・ 徹底した分別・リサイクルを行っている大規模事業所は、優良事業所として認定し、表彰します。

2 焼却工場への適正搬入の推進

43,503千円

事業系ごみの分別の徹底と定着を図るため、搬入物検査を常時行うことで指導を強化し、資源物や産業廃棄物等の不適正搬入を防ぎ、リサイクルルートへ誘導するなど事業者の適正処理の促進を図ります。



3 小学校給食残さの資源化の推進

10,015千円

給食残さの減量・リサイクルと環境学習への活用を目的として、小学校に設置した生ごみ処理機で堆肥化し、生ごみの減量・リサイクルを推進します。

4 グリーンコンポスト施設でのせん定枝の資源化

55,555千円

家庭の庭木や事業所等で造園業者等が剪定した枝を粉砕・発酵させ、土壌改良材として、街路樹等の植栽事業や農家等に供給します。

2	市民サービスアップと 運営の効率化	本年度	前年度	差 引
(1)	市民サービスアップ	千円 340,891	千円 353,065	千円 △12,174

1 市民サービスアップ

現場で働く職員のマンパワーを活かし、市民目線に立った、ぬくもりのあるきめ細かな行政サービスを提供します。

(1) 「ふれあい収集」の充実・拡大

ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者等を対象に、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を、引き続き小中学生や地域ボランティアの協力も得ながら実施します。

さらに、職員が収集を行う際に積極的に声掛けをすることなどで安否確認を行い、関係機関と連携を図りながら、高齢者等が安心して暮らせるよう業務の充実・拡大を図ります。

(2) 「狭あい道路収集」のエリア拡大

道路が狭く収集車が進入できないため、ごみの持ち出しが不便な地域を対象に、軽四輪で収集を行う「狭あい道路収集」のエリア拡大を図ります。

(3) 「粗大ごみ持ち出し収集」の実施

一人暮らしの高齢者など指定の場所まで粗大ごみを持ち出すことができない方に対し、敷地内または屋内まで粗大ごみを取りに伺う「粗大ごみ持ち出し収集」を引き続き実施します。

(4) 地域貢献

負傷者や急病人に対して応急処置を行うことができるよう、収集事務所の職員を対象に、引き続き救急救命技術の習得（普通救命講習）に努めてまいります。

また、地域に最も身近なサービスである点を活かし、職員がボランティアで防犯パトロールや地域の清掃活動等を実施し、地域社会に貢献します。

2 クリーンタウン横浜の推進

266,171千円

住みやすい「清潔できれいな街・横浜」の実現に向け、街の美化の推進と火傷などの危険を防止するために、屋外の公共の場所での喫煙禁止指定地区で対策を進めるほか、美化推進重点地区で歩道清掃等を実施します。

地区名	指定日
横浜駅周辺地区	平成20年1月21日（平成21年3月10日拡大）
みなとみらい21地区	平成20年1月21日
関内地区	平成20年1月21日
鶴見駅周辺地区	平成21年3月10日
東神奈川・仲木戸駅周辺地区	平成21年3月10日
新横浜駅周辺地区	平成22年3月1日

- ・美化推進員による喫煙禁止地区での過料徴収及び美化推進重点地区でのポイ捨て防止の啓発、歩行喫煙者への指導を実施
- ・喫煙禁止地区の周知の徹底
- ・都心部及び各区美化推進重点地区等での歩道清掃等の実施



3 不法投棄防止対策の推進

70,421千円

区役所や土木事務所、警察などの関係機関や、地域と連携を一層強化し、不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

なお、不法投棄された家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は家電リサイクル法に基づき、またパソコンは資源有効利用促進法の趣旨に沿って、それぞれリサイクル処理します。

- ・ 警報装置 新設3基（既設48基）
- ・ 夜間パトロール



4 放置自動車対策の推進

4,299千円

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速な撤去・処理を行います。

2	市民サービスアップと 運営の効率化	本年度	前年度	差 引
(2)	運営の効率化	千円 3,483,968	千円 2,890,923	千円 593,045

1 家庭ごみ収集

(1) 家庭ごみ収集運搬業務 **拡**

1,734,406千円

家庭ごみ収集運搬業務の効率化を図るため、プラスチック製容器包装の収集委託を全区に拡大するとともに、引き続き中区、栄区の家庭ごみ全品目の収集を委託します。なお、西区については、燃やすごみ等について本市職員による収集に切り替え、プラスチック製容器包装と缶・びん・ペットボトルの収集は委託により実施します。



(2) 中継輸送業務 **拡**

751,520千円

家庭ごみ収集運搬業務の効率化と焼却工場の安定稼働を図るため、市内3か所（神奈川、戸塚、神明台）に設置している輸送事務所と保土ヶ谷工場の一時休止に伴い、新たに稼働する中継施設の輸送業務を委託します。

プラスチック製容器包装の収集運搬業務の効率化を図るため、市内4か所（神奈川、金沢、都筑、神明台）のストックヤードから、圧縮梱包を行う中間処理施設（別途委託）への中継輸送業務を委託します。

2 粗大ごみ収集運搬業務

925,242千円

粗大ごみの収集運搬業務について、引き続き委託により実施します。

収集した粗大ごみのうち、再利用が可能な家具類はリサイクルプラザで販売し、リユースの取組を進めます。

<委託化の推移>

平成10年度 財団法人横浜市資源循環公社へ収集運搬業務を全部委託

平成17年度 受付及び収集運搬業務の一部地域を民間へ委託（2エリア、市内6区）

平成18年度 民間業者への委託を拡大（4エリア、市内13区）



3 公衆トイレの日常清掃業務

72,800千円

資源循環局で所管する84か所の公衆トイレの清掃を民間委託により実施します。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差 引
(1)	収集運搬業務	千円 3,692,029	千円 3,597,603	千円 94,426

1 収集事務所等の運営・管理

1,480,145千円

収集事務所の運営、維持管理等を行うとともに、老朽化した空調設備や衛生設備などの更新工事を行います。

2 収集車両の維持管理

1,953,722千円

安全で円滑な収集運搬実施のため、収集車両の保全や燃料の調達を行うとともに、経年劣化の著しい収集車両を環境負荷の低減に資する最新の排出ガス規制適合車に更新します。

収集車更新数 56台



3 し尿の収集運搬等

258,162千円

浄化槽の設置審査・維持管理指導等を行うとともに、し尿等を適正に処理（収集・運搬・処分）します。あわせて、市内に設置してある公衆トイレの維持管理を行います。

災害時のトイレ対策として、広域避難場所の仮設トイレを素掘り式からトイレパックへ変更します。

また、葉山町のし尿処理施設の更新工事に伴い、葉山町から発生するし尿等を、引き続き磯子検認所で受け入れます。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差 引
(2)	リサイクル施設等の運営管理等	千円 1,996,640	千円 2,290,259	千円 △293,619

1 焼却灰の有効利用

12,000千円

PFI手法に準じた方式で、焼却灰のセメント原料化を進めてきましたが、厳しい財政状況を踏まえ事業を凍結しました。そこで、より効果的効率的な事業を選択すべく、引き続き最適な事業手法を検討します。

2 資源選別施設の運営・管理

1,980,766千円

分別収集した缶・びん・ペットボトルを市内4か所の選別施設（鶴見、金沢、緑、戸塚）で品目別及び材質別（缶をアルミとスチール）や色別（びんを茶色・無色・その他の色）に選別します。

選別した資源物は、売却（缶、茶色・無色のびん）または指定法人に引き渡し（ペットボトル、その他の色のびん）ます。



3 リサイクル技術・処理技術等の調査・研究

3,874千円

工場へ搬入される燃やすごみの組成調査を行うとともに、ごみ等の資源化手法について調査・検討を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差 引
(3)	焼却工場の運営管理等	千円 3,808,404	千円 3,768,407	千円 39,997

1 焼却工場の運営・管理

3,666,428千円

4工場による効率的な運営管理と適切な維持補修により、安定稼働を図ります。保土ヶ谷工場については、一時休止しバックアップ工場として維持管理しています。

また、焼却によって発生したエネルギーを有効活用し、発電収入を確保します。引き続き、三浦市から発生する燃やすごみを鶴見工場で受け入れます。



	稼働開始年月	焼却能力	発電能力
都 筑 工 場	昭和 59 年 4 月	1,200t/日	12,000kW
鶴 見 工 場	平成 7 年 4 月	1,200t/日	22,000kW
旭 工 場	平成 11 年 4 月	540t/日	9,000kW
金 沢 工 場	平成 13 年 4 月	1,200t/日	35,000kW
保土ヶ谷工場 (一時休止)	昭和 55 年 7 月	1,200t/日	4,200kW

2 工場環境保全調査

9,223千円

焼却工場の適正な運営管理のため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、飛灰、焼却灰、排水及び土壌中のダイオキシン類の調査を行います。

3 その他管理費等

26,719千円

焼却工場、最終処分場等の適正な運転管理と公害防止のため、排出ガス、排水等の試験、分析調査を行うとともに、作業環境中のダイオキシン類測定調査及び保護具の購入等を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(4)	最終処分場の運営管理等	千円 6,077,626	千円 6,791,284	千円 △713,658

1 南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備 拡

5,251,698千円

廃棄物最終処分場を南本牧ふ頭第5ブロック内に新たに確保するため、*遮水護岸を建設します。22年度は引き続き遮水護岸の地盤改良工事（港湾局予算計上）を進めます。あわせて、既設外周護岸等の負担金（約52億5千万円）を支出します。

* 廃棄物を投入する区画から外部に水が漏出しないように建設している護岸。

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
南本牧ふ頭 第5ブロック処分場	環境アセス・設計等				遮水護岸建設工事						供用

2 神明台処分地等の運営・管理

492,044千円

神明台処分地及び旧処分地（長坂谷等7か所）の運営管理を行います。また、排水処理施設を適正に維持管理し、最終処分場からの排水の水質を適正に管理し、放流先河川等の汚濁の防止及び環境の保全を図ります。

3 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理

296,998千円

南本牧廃棄物最終処分場における一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立業務及び排水処理施設の維持管理等を行います。（産業廃棄物の埋立については再掲）

4 処分地環境保全調査

24,852千円

神明台処分地及び南本牧廃棄物最終処分場の大気、土壌、水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を引き続き実施します。

5 神明台処分地跡地の管理運営

12,034千円

神明台処分地の既に埋立が終了している区域で、暫定的に開放している野球場やサッカー場、多目的広場等の管理運営を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差 引
(5)	産業廃棄物対策の推進	千円 2,878,595	千円 1,355,824	千円 1,522,771

1 戸塚区品濃町最終処分場対策 **拡**

1,392,929千円

戸塚区品濃町最終処分場については、周辺的生活環境の支障を除去するため、産廃特措法に基づく行政代執行に着手し、「実施計画書」による改善工事を実施しています。

22年度は、廃棄物の崩落・飛散流出防止のための擁壁築造や廃棄物整形等の改善工事を実施します。

※ 戸塚区品濃町最終処分場対策概要 (H20~H24)

1) 地下水等の汚染防止策

- 処分場内の汚水を排水することにより、汚染源を除去し、場内汚水の漏出を抑制します。
- 汚染地下水揚水井を設置し、汚染地下水を揚水・排除し、汚染拡散を防止します。

2) 廃棄物崩落、飛散防止対策

- 急傾斜部分を安定勾配に整形して、廃棄物の崩落を防止します。
- 擁壁等を設置し廃棄物の整形を行うとともに、覆土を行い、廃棄物の飛散流出を防止します。

3) 今後のスケジュール

		H20	H21	H22	H23	H24
実施計画書 (H19 環境大臣同意取得)		← 産廃特措法事業実施期間 →				
改善工事等	場内汚水排水工
	地下水汚染対策工
	擁壁等設置工		
	廃棄物整形工		
	モニタリング・施設管理

4) 総事業費

約4.2億円

2 排出事業者指導等の推進

49,862千円

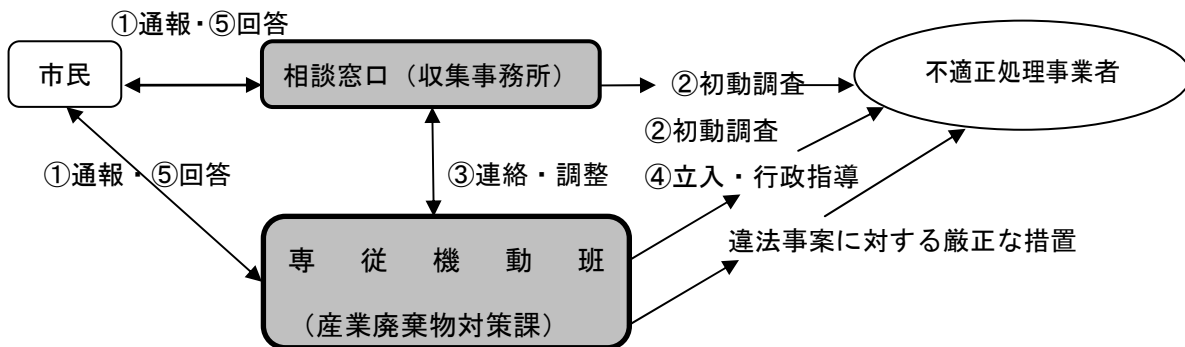
減量化・資源化、適正処理を推進するため、排出事業者や処理施設等への立入調査等を実施するほか、処理業等の許可申請に対する審査、優良業者の育成などを実施します。また、アスベスト廃棄物による生活環境の保全上の支障が生じないように、排出事業者、処理業者への適正処理指導・啓発及び分析調査などを実施します。

また、平成22年度が最終年次である「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の実施状況を踏まえ、第6次計画の策定を進めます。

3 不適正処理の監視・指導強化

23,726千円

不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるため、収集事務所と県警OBを中心とした専従機動班が連携して、適正処理を推進します。



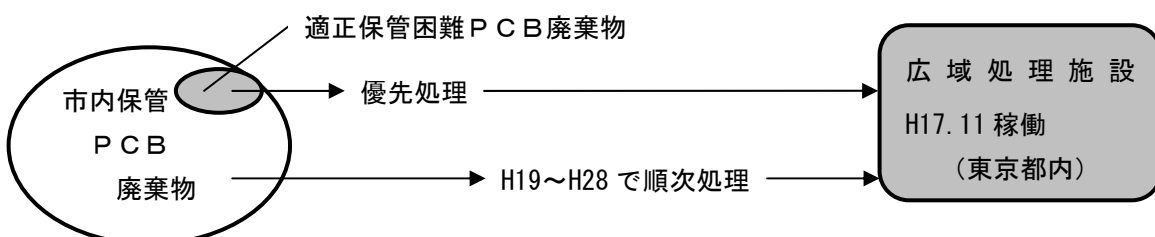
4 PCB廃棄物適正処理の推進

(1) PCB廃棄物適正処理推進事業

1,640千円

市内のPCB廃棄物は、「東京PCB廃棄物処理施設」(1都3県のPCB広域処理施設)で順次処理されていますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するように指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物が優先して処理されるように、引き続き関係機関と調整を進めます。



(2) 微量 PCB 汚染廃電気機器把握支援事業 **新**

13,000千円

PCB 廃棄物の適正保管及び処理を推進するため、国から交付される「地球環境保全対策費補助金（＝地域グリーンニューディール分）」を活用して、PCBの含有が疑われるトランス、コンデンサ等の電気機器等について、中小企業者が行う濃度測定費用の一部を補助します（7月1日より実施。）。

5 (財) かながわ廃棄物処理事業団清算事業 **新**

1,163,744千円

(財)かながわ廃棄物処理事業団（以下「事業団」という。）の解散に伴い、株式会社日本政策投資銀行との契約に基づき、同行に対し約11億6千万円の損出補償を履行しました。

今後は、事業団の破産処理手続きを進めるとともに、事業譲渡先が新型インフルエンザ緊急対応など公共的役割を果たすよう、神奈川県、川崎市とともに取り組みます。

6 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理

233,424千円

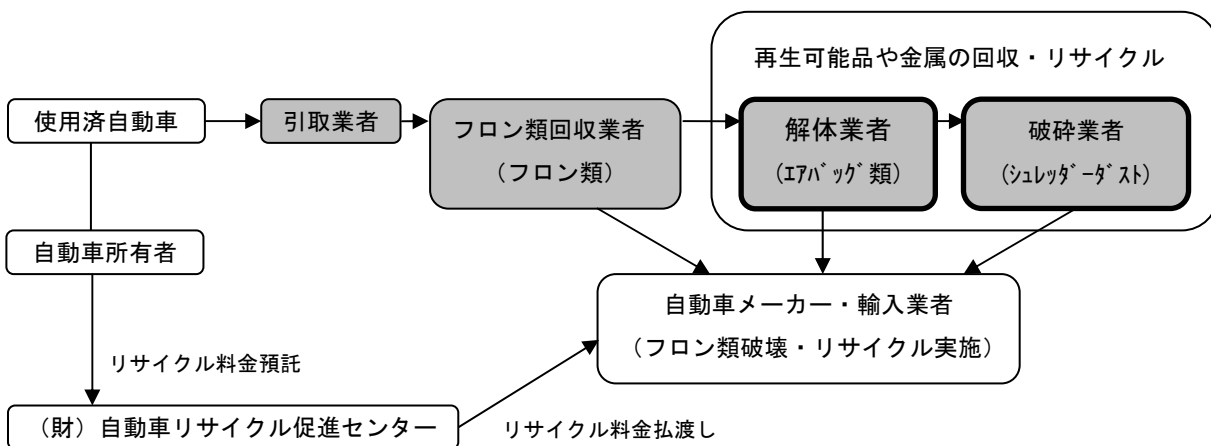
適正処理を確保するために、南本牧廃棄物最終処分場における産業廃棄物の埋立業務及び排水処理施設等の維持管理を行います。

7 自動車リサイクル法への対応

270千円

自動車リサイクル法に基づく使用済自動車に関する引取業や解体業、破砕業の登録・許可事務等を通じて、その再資源化及び適正処理を推進します。

■ : 登録 ■ : 許可



平成22年度 資源循環局 運営方針

基本目標

G30プランの最終年度も、

私たち資源循環局は、職員の力を最大限に活かし、発生抑制など新たな取組にチャレンジするとともに、「ぬくもりのあるきめ細かな市民サービス」を目指します。

一般廃棄物については、ごみ量をリバウンドさせないよう、これまでの市民・事業者のみなさんとの協働の成果である**40%台の削減率を維持**するとともに、産業廃棄物については、事業者への働きかけや指導を行い、減量化・資源化及び適正処理を推進します。また、次期「**一般廃棄物処理基本計画**」と「**第6次産業廃棄物処理指導計画**」の策定を連携して進めます。



目標達成に向けた施策・運営

1 3R※の推進

豊かな環境を、将来を担う子どもたちに引き継ぐため、「エコ活。」※につながる3Rの取組を積極的に推進します。

- ☆発生抑制に向けた新たな取組
- ☆ごみの新たな資源化の調査・検討
- ☆集合住宅対策の拡充

2 市民サービスアップと運営の効率化

誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、高齢者・障害者等を支援するとともに、委託の拡大を図ります。

- ☆ふれあい収集
- ☆狭路収集
- ☆粗大ごみ持ち出し収集
- ☆家庭ごみ収集運搬委託



3 適正処理の推進

3Rを推進してもなお残る廃棄物を適正に処理するとともに、長期・安定的処理に向け、最終処分場の確保に取り組みます。

また、立入調査等により、排出事業者の適正処理を推進します。

- ☆最終処分場の確保

4 現場力の最大限の発揮

事務所・工場などの現場職員が一丸となり、生活者の目線に立った独自の事業を推進します。

- ☆事務所・工場の取組



※3R:ごみをつくらない(発生抑制、リデュース)、何回も繰り返し使う(再使用、リユース)、再び資源として使う(再生利用、リサイクル)取組
※「エコ活。」:日常生活で誰もが気軽に参加できる、横浜に根ざした身近な「エコ活動」のこと

目標達成に向けた姿勢

①現場主義の徹底

現場主義を第一に、市民・事業者と直接接する機会が多い現場職員のアイデアや意見を活かし、全職員が業務に取り組みます。



②サービスとコストの両立

選択と集中により、効率的な事業運営を図るとともに、業務改善や市民サービス向上にスピード感を持って取り組みます。



③組織目標・情報の共有

責任職が朝礼等を活用し積極的に情報発信することで、全職員が局目標をしっかりと認識して業務を遂行するとともに、成功事例や情報を全職場で共有します。



主な事業・取組

1 3Rの推進

【主な事業・取組】	【指標】
【重点取組】	
発生抑制に向けた新たな取組～チャレンジ・ザ・リデュース 事業者・市民と連携・協力し、資源物を含めた廃棄物の全体量を減らす発生抑制の取組を進めます。	3者検討会の開催：5～6月 3者共同アピール：7～8月 具体的な取組事業の提案：10月
生ごみをはじめとする、ごみの新たな資源化 ～新たな資源化の調査・生ごみバイオガス化実験 燃やすごみに含まれるバイオマス等の資源化手法を調査するとともに、バイオガス化実験を継続実施し、課題について検討します。	実験の検証：6月 生ごみ資源化調査：通年
～家庭における生ごみ資源化の推進 各家庭で市民が自ら生ごみの減量化、堆肥化を進めるため、電気式生ごみ処理機やコンポスト容器の購入助成を推進します。	集中的 PR の実施：6月 区役所・事務所を通じた PR：通年
分別排出の指導啓発・集合住宅への集中的取組 分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導を実施するとともに、特に、分別ルールが守られていない集合住宅について、集中的な啓発・指導を実施します。	集合住宅の分別改善率：50%（180 件中）
次期一般廃棄物処理基本計画の策定 平成 22 年度が目標年次である「横浜 G30プラン」につづく、新たな計画の策定を進めます。	素案の公表：8月 パブリックコメント：9月 告示：12月
焼却灰資源化事業の検討 限りある最終処分場の延命化を図るため、コスト縮減や社会情勢の変化に合った焼却灰の資源化事業の手法について検討を進めます。	焼却灰資源化技術調査：～10月 最適な事業手法の検討：10月 焼却灰組成調査：年2回
G30エコパートナー協定～事業者による自主的な減量取組 22 年度までの現行協定を発展させた新たな協定を検討します。	新ステッカー、ロゴ決定：11月 買い物キャンペーン：10～11月
資源集団回収の拡充 各事務所等において、未実施地域や行政回収への排出が多い地域への働きかけを積極的に実施するなど、取組を強化します。	現況調査及び未実施地域への働きかけ：通年
環境学習の推進 3Rへの理解を深めるため、各世代に対応した環境学習のツール・機会を提供します。	ポスターコンクール：7～10月 学習副読本の発行：3月 コーディネーター養成講座：9～12月
G30による具体的効果のPR ごみ・資源への関心が高まっていることから、G30の効果等を具体的に分かりやすく紹介するツールを作成し、PR等に活用します。	ツール作成：9月 PR活用：10月～

2 市民サービスアップと運営の効率化

【主な事業・取組】	【指標】
【重点取組】	
ふれあい収集の拡充 ごみの持ち出しが困難な 1 人暮らしの高齢者等を支援するため、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を拡充して実施します。	積極的な声かけによる安否確認の実施：通年
狭路収集の拡大 収集車が入れない地域の方々のごみ出しを支援するため、軽車両で収集する「狭路収集」のエリアを拡大します。	実施地域の拡大：新規 2,500 世帯
粗大ごみ持ち出し収集の拡充 粗大ごみの持ち出しが困難な 1 人暮らしの高齢者等を支援するため、宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみの持ち出し収集」を拡充して実施します。	支援対象者の範囲を拡大：通年
家庭ごみ収集運搬業務委託の推進 効率化を推進するため、家庭ごみ収集運搬業務委託を実施します。	家庭ごみ全品目：2区（中・栄区） プラスチック製容器包装：全区 缶・びん・ペットボトル：3区（中・栄区含む）
ごみの集積場所改善等の取組 地域外から未分別ごみが出されるなど、地域では解決することが難しい集積場所を対象に集中的な調査等を行い、改善を図るとともに、年間を通じて週2回収集とすることの周知を図ります。	集中的な調査・改善：通年 週2回収集（7・8月）の周知：5月～
ごみ発電エネルギーの安定供給と売電収入の確保 発電効率の高い工場での焼却や運転計画の見直しなど、発電量の確保に向けた取組を実施します。	発電量：34.4 万MWh （CO ₂ 削減換算量 8 万 9 千トン） 売電収入：25.9 億円（22 年度予算）

ごみ収集車両整備業務委託の拡大 特殊な構造を持たない自動車について、整備委託を拡大します。	法定定期点検整備：136 台実施 (21 年度比 75 台増)
みなとみらい 21 地区管路収集 管路収集については、引き続き検討を実施し、方針を決定します。	利用者の意向確認：7 月 検討会等の設置：9 月
災害時トイレ対策の推進 災害時のトイレ対策として、地域防災拠点及び広域避難場所へ仮設トイレ等の整備を進めます。	新規広域避難場所への整備：5 地点 既存広域避難場所への配備：20 地点 市民啓発：トイレパック 1,000 パック配布
街の美化・喫煙禁止地区の取組～クリーンタウン横浜事業 市内 6 地区を喫煙禁止地区に指定し、違反者に罰則を適用するとともに、今後の展開について検討します。また、みなとみらい 21 地区など市内 7 地区の美化重点地区において、歩道等の清掃を実施します。	喫煙禁止地区のあり方検討：10 月方針決定 歩道清掃の実施 みなとみらい 21 地区：156 日 など
不法投棄防止対策・放置自動車対策 不法投棄・放置自動車について、警察や地域の自治会等と連携し防止活動を展開するとともに、一時移動等の早期処理を進めます。	夜間監視パトロール：のべ 400 日 警報装置の設置：3 基
旧かながわクリーンセンターへの対応 (財)かながわ廃棄物処理事業団(かながわクリーンセンター)の事業譲渡先が、新型インフルエンザ等への緊急対応など公共的役割を引き続き果たしていくよう、三公共で取り組んでいきます。	三公共(神奈川県、川崎市、横浜市)による取組：通年

3 適正処理の推進

【主な事業・取組】	【指標】
【重点取組】	
最終処分場の確保 快適な市民生活に不可欠な最終処分場の長期的、安定的な確保に向け、既存処分場の延命化を図るとともに、新規処分場の整備を進めます。	新規処分場地盤改良工事(22 年度分) 工事着手：9 月、工事完了：3 月
資源物の確実なリサイクルの促進 分別収集した資源物が確実・適正にリサイクルされているか職員の目で直接確認します。	リサイクル事業者の履行確認：50 回
事業活動に伴って発生する廃棄物の 3 R 推進と適正処理 事業者への立入調査や監視パトロールを進めるとともに、廃棄物処理計画の策定指導や講習会・説明会を実施します。 特に、PCB 汚染物について適正保管・管理の指導を進めます。	排出事業者等への立入調査：2,500 件 監視パトロール：300 件 廃棄物処理等の計画書提出数：3,000 件 講習会の開催：5、8 月 PCB 分析費用補助：7 月受付開始
工場搬入物検査の実施 事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理推進のため、焼却工場における搬入物検査を実施します。	搬入物検査の実施率：85%
焼却工場の安定的な処理体制の確保 3 R を推進してもなお残る焼却すべきごみについて適正処理を推進するとともに、長期的な視点で必要能力の確保等を検討します。	処理状況や環境調査結果等の公表：通年 長期的な工場整備手法の検討：～8 月 都筑工場長寿命化の検討：～12 月
最終処分場の適正な管理 埋立時の即日覆土や浸出水処理などを適正に実施するとともに、現場職員の提案や経験をもとに効率的運営や経費節減に取り組みます。	環境調査(大気、水質、土壌等)：年 4 回等 調査結果の公表：随時
し尿の適正な収集・運搬・処分 汲み取り世帯やイベント等の仮設トイレのし尿を適正に処理します。	適正処理の遂行：3,600 世帯(1 回/2 週)
第 6 次産業廃棄物処理指導計画の策定 平成 22 年度が最終年次である「第 5 次産業廃棄物処理指導計画」の実施状況を踏まえ、第 6 次指導計画の策定を進めます。	検討委員会：6 月～ 骨子策定：11 月 策定・公表：3 月
戸塚区品濃町産業廃棄物処分場対策 廃棄物の崩落・飛散流出防止の擁壁築造や廃棄物整形等の改善工事を実施するとともに、処分実行者・排出事業者への責任追及を進めます。	擁壁築造工事(22 年度分) 工事契約：8 月、工事完了：3 月 求償手続の実施：7 月

4 現場力の最大限の発揮

【主な事業・取組】	【指標】
風通しの良い組織風土作り 局長が全収集事務所等を訪問し、現場職員の声を聞き事業を進めます。	局長による現場訪問：通年 (19 事務所、5 工場、2 処分地等)
現場からの提案制度の充実 局長に現場から直接提案できる制度について、引き続き実施します。	制度の運用：通年
人材の育成・情報の共有 職員の意識と技術力を向上させるため、各種研修を実施するとともに、資源循環研修会等を実施し、成功事例や情報を全職場で共有します。	工場技術研修等：通年 技能職員研修等：通年 資源循環研修会：1 月

【重点取組】収集事務所・工場など現場の取組

【事務所等】	【主な事業・取組】	【指標】
鶴見事務所	区内在住外国人を対象とした分別徹底の推進	5か国語パンフレット作成：5月 パンフスタンドの設置と配布：6月～
神奈川事務所	確実な収集作業と ていねいな市民対応の推進	朝礼時での呼びかけとワンポイント研修：通年 全職員に分別研修の実施：～6月
西事務所	地域住民と協力した、 マナーの悪い集積場所の指導・啓発	啓発場所の抽出：4～5月 啓発の実施：のべ100か所
中事務所	ふれあい収集の周知とサービスの充実	イベントや地域での会議において周知：20回 職員による訪問説明・面接：50回以上
南事務所	地域と連携したふれあい収集の拡充	職員による訪問説明：30か所 周知：イベント6回、分別説明会等20回
港南事務所	スーパー等における店頭啓発の実施	店頭啓発：10回
保土ヶ谷事務所	保育園・小学校等への出前講座 ～分別・リサイクル紙芝居の作成・講演	保育園・小学校・各種イベントでの啓発 ：15回
旭事務所	リユース食器を利用した、 ごみの減量化等の啓発	旭ふれあい区民まつり：10月予定
磯子事務所	迅速かつ的確な区民要望への対応 及び収集計画業務の効率化の推進	区民要望に対する迅速、的確な対応：通年 効率的な収集業務の遂行：通年
金沢事務所	分別のさらなる徹底と定着の推進 ～大学等との連携強化及び単身アパート対策	未分別ごみ開封調査実施：1,000か所 チラシ作成、掲示板貼付：1,500枚
港北事務所	事務所を活用した地域交流イベントの実施 ～3Rアピール、リユース食器の活用	イベント実施：来客者3,000人
緑事務所	保育園、幼稚園等における 環境教育の更なる拡大	保育園・幼稚園及び小・中学校での環境教育 ：10回、対象1,000人
青葉事務所	区民の自発的なG30推進のサポート ～「エコ先生養成講座」受講修了者の活用	早朝啓発：15地区 区民まつり等への参加：通年
都筑事務所	ごみをリバウンドさせない取組の推進 ～早朝啓発・駅頭啓発・住民説明会等	早朝啓発、住民説明会：各10回以上 駅頭啓発：4駅 各1回
戸塚事務所	幼稚園や小学校低学年を対象にした環境学習 ～環境学習ゲーム、リデュース実験等	環境学習の実施：5回、参加300人
栄事務所	小学校や幼稚園・保育園を対象にした 環境学習の実施	小学校：6校 幼稚園・保育園：6園
泉事務所	市民ボランティアの協力による、 ふれあい収集の拡充	職員による訪問説明：50か所 イベントでの周知：10回
瀬谷事務所	ゲームを通じた環境行動の学習 ～小学4年生向けごみ減量体験学習用ゲーム	ゲーム作成：4～8月 学習の実施：9月～
北部事務所	災害時のトイレ対策充実に向けた啓発活動	災害時のトイレ対策パネル展：6回 防災訓練参加：6回
鶴見工場	ごみ処理・減量に対する市民理解の向上 ～イベント、G30ひろば鶴見等での啓発・PR	つるみ資源循環フェスタ：5、10月 G30ひろば鶴見の充実：通年
旭工場	発電収入の確保 ～発生蒸気の有効活用と場内電力の節電	発生蒸気の有効活用等：通年
金沢工場	「G30ひろば金沢」の充実と普及啓発の推進	G30ひろば金沢の充実：通年 見学会・イベント等によるPR：通年
都筑工場	イベント等による、ごみの発生抑制の啓発	子どもアドベンチャー：8月 ふれあい見学会：10月